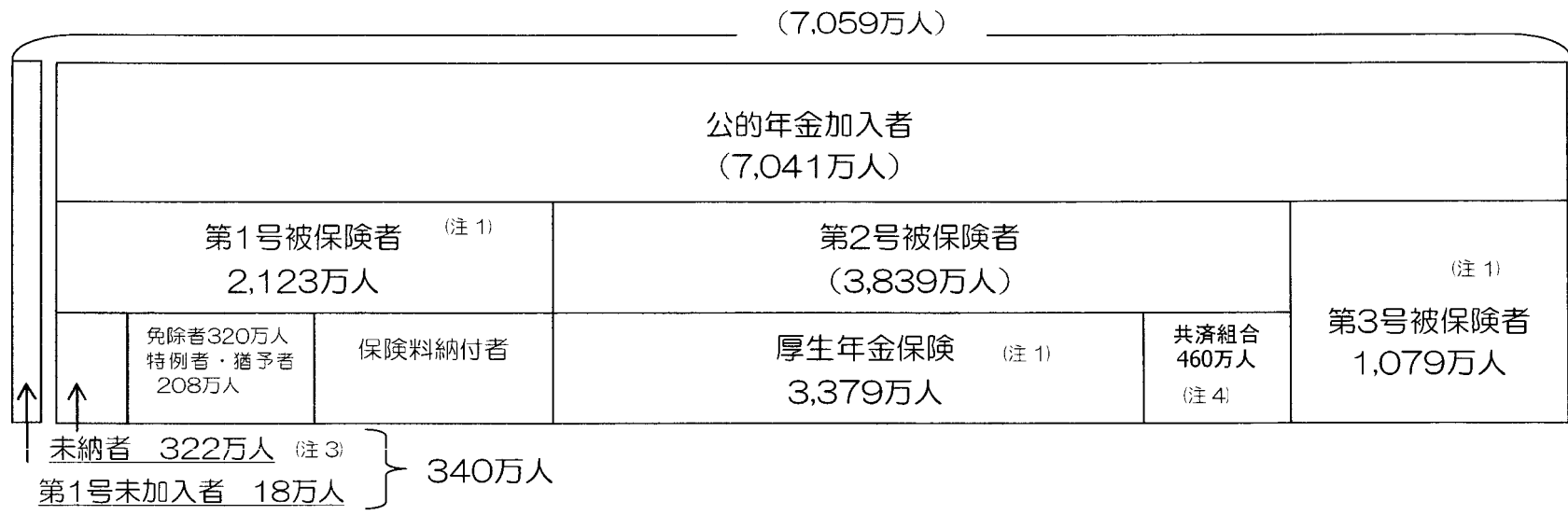


18年度国民年金保険料納付率及び今後の対策

1. 18年度の国民年金保険料の納付率等

《公的年金加入者の状況（平成18年度末）》

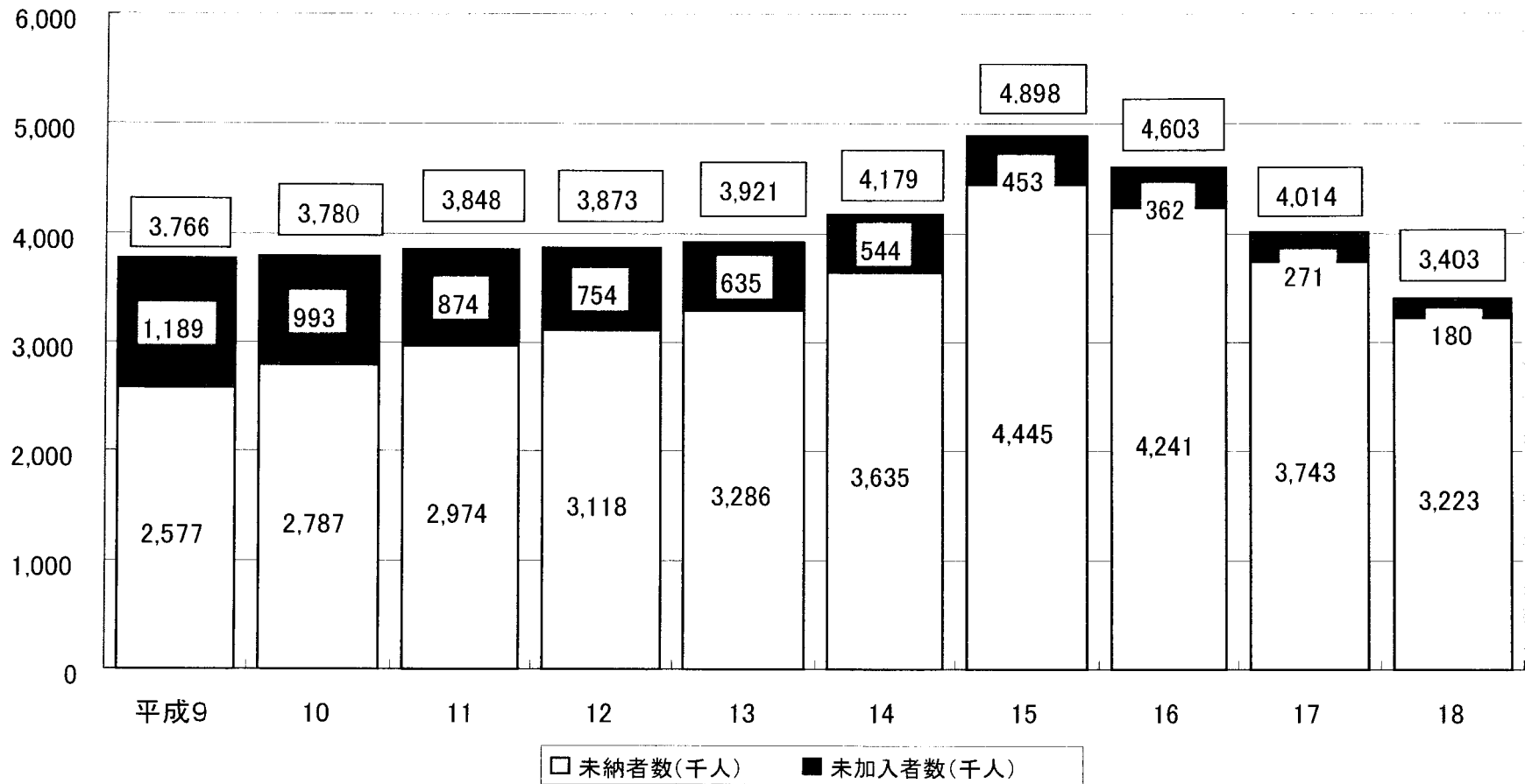
○ 未納者（平成18年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約322万人、未加入者は約18万人。
 公的年金加入対象者全体の約95%は保険料を納付(免除及び猶予を含む。)している。
 ※ 未納者と未加入者を合わせた約340万人は、公的年金加入対象者数の4.8%。



(注2)

- (注)1 平成19年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(32万人)を含めて計上している。
- 2 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。
- 3 未納者とは、24か月(17年4月～19年3月)の保険料が未納となっている者。
- 4 平成18年3月末現在。
- 5 ()内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移(平成9年度～18年度)

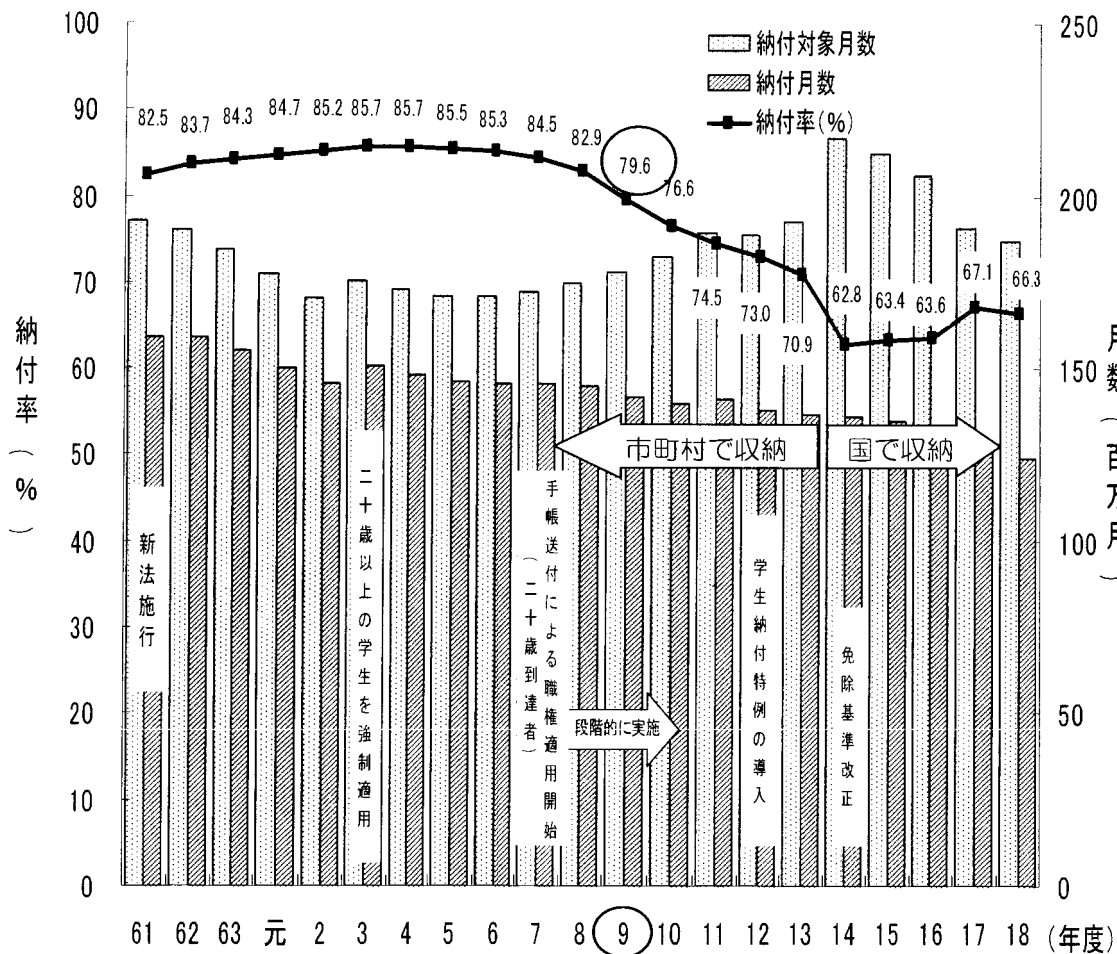


注)未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

注)平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注)平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

平成18年度の国民年金保険料の納付率等について



平成18年度の納付率は、66.3%
(対前年度比△0.8%)

納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

納付率の推移

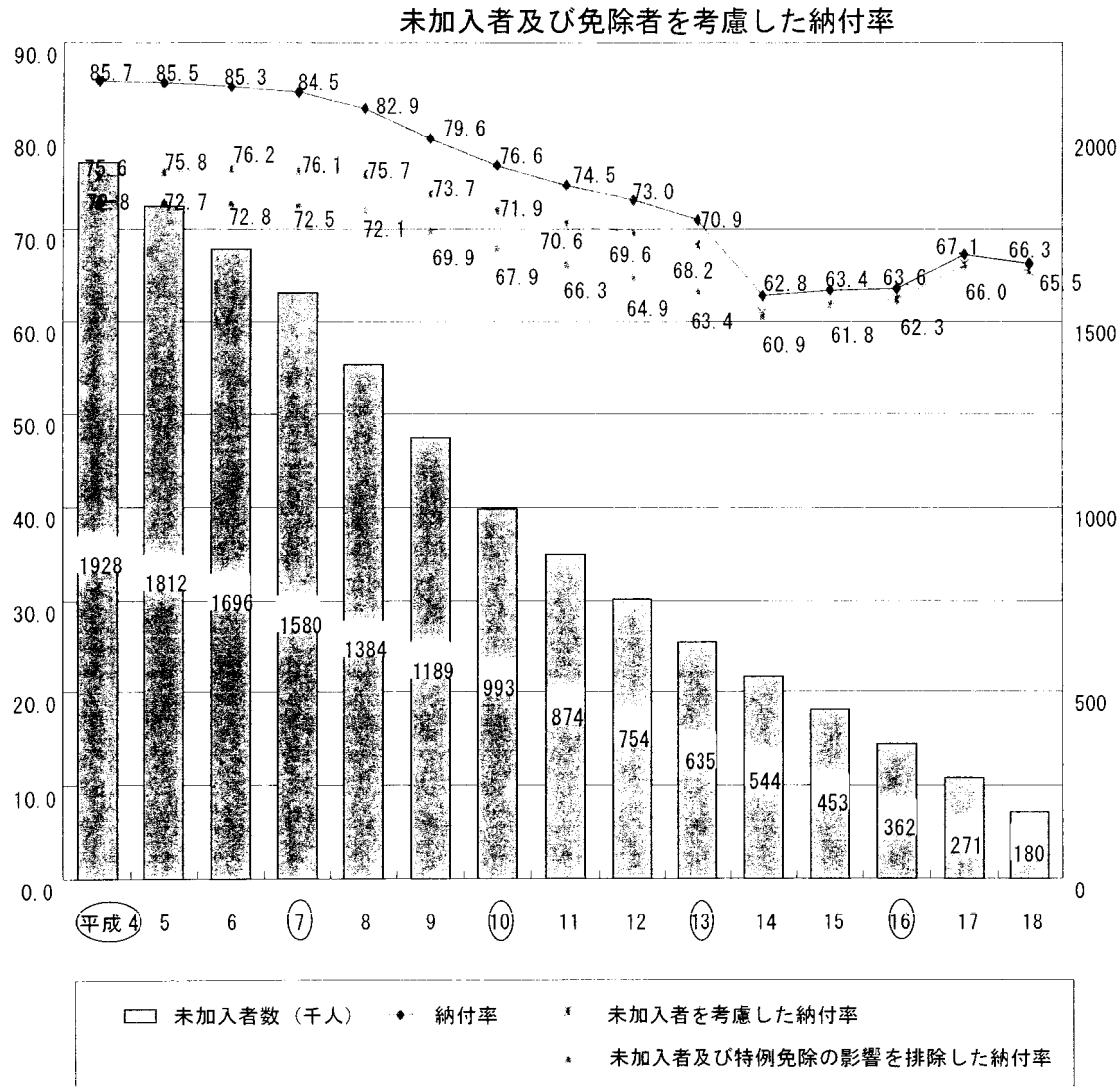
	15年度	16年度	17年度	18年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%	
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%
17年度分保険料			67.1%	70.7%
18年度分保険料				66.3%

※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付
 (目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率（80%）を設定。
 16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析



(注)平成4, 7, 10, 13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。
 他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続を行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続を行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

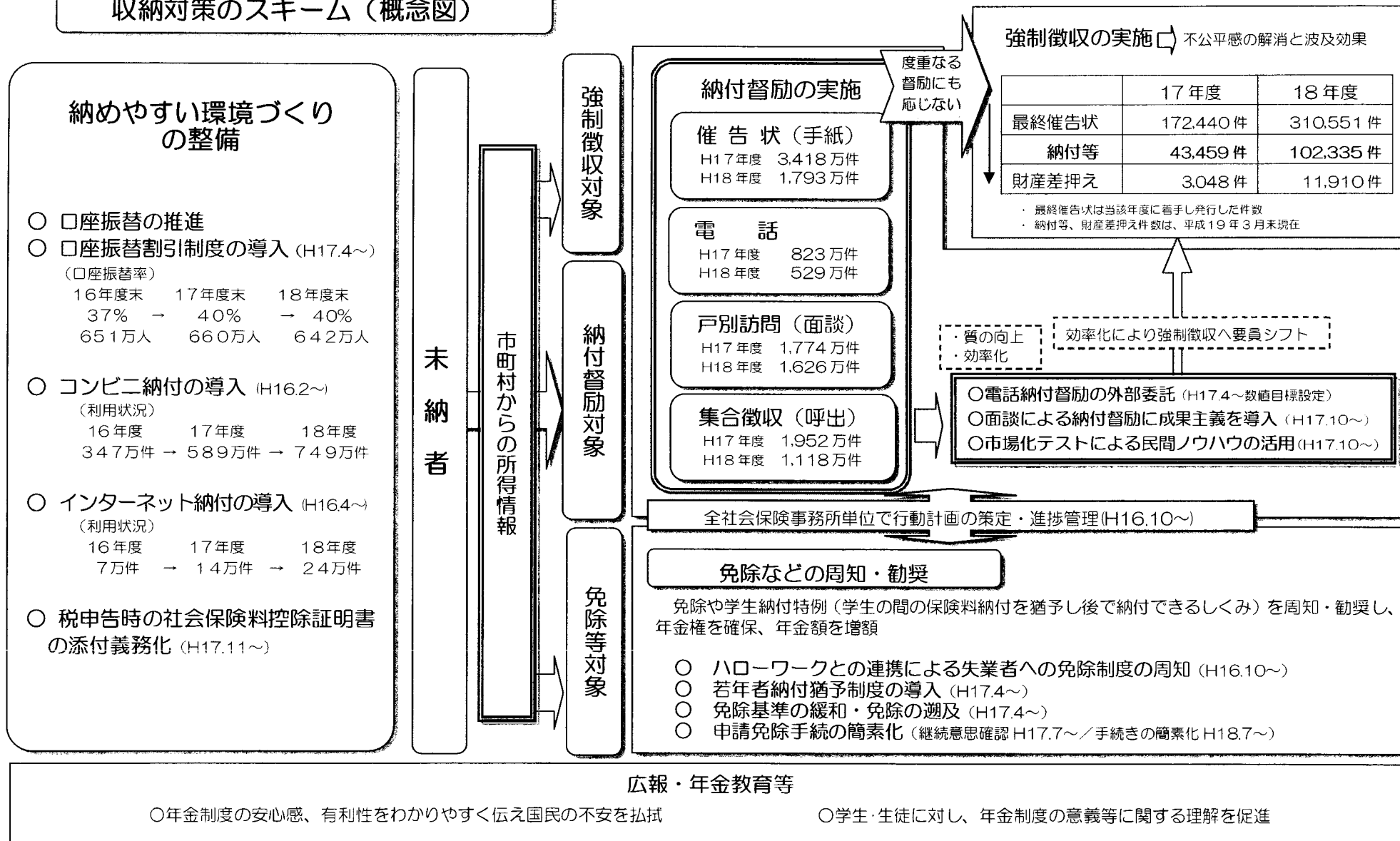
○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

●未加入者の影響を排除 → **73.7%**

●未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

2. 平成18年度の取組状況

収納対策のスキーム（概念図）



行動計画に基づく平成18年度の取組結果

平成18年度の行動計画における取組結果については次のとおり。

《納付督促活動》

	①17年度の実施結果	②18年度の実施結果	対前年度比(②÷①)
電話納付督促	823万件	529万件	64.3%
再掲(委託)	498万件	385万件	77.3%
再掲(職員・収納指導員)	325万件	144万件	44.3%
戸別訪問督促	1,774万件	1,626万件	91.7%
再掲(国民年金推進員)	1,584万件	1,538万件	97.1%
再掲(職員・収納指導員)	190万件	88万件	46.3%
催告状	3,418万件	1,793万件	52.5%
集合徴収	1,952万件	1,118万件	57.3%

※市場化テスト実施事務所は納付督促を行わないことから対象となっていない。

(取組状況)

- ・ 免除等の不適正事案の事後処理に労力を要し、職員による督促活動が十分に実施出来なかった。
- ・ 免除等の不適正事案を踏まえ、免除の承認処理方法を大幅に見直し、9月から、審査の徹底、事務センターでの集約処理などの適正化を行ったことにより、承認処理により多くの労力を割くこととなったため、催告状の送付など納付督促の遅れにつながった。
- ・ 委託による電話督促及び国民年金推進員による戸別訪問督促については、未納者数が減少していることから、件数は前年度実績を下回っているが、実施は確実にできた。
- ・ 催告状については、免除処理により多くの労力を割くこととなったため、未納者の確定が遅れ、未納者に対して一律に送付する催告状が秋まで送付できない状況であった。また、18年度からは送付対象者を未納者属性に応じて絞り込んで実施することにより効率化を図ることとしたところであり、送付件数が減少している。なお、集合徴収についても、未納者属性に応じて対象者を絞り込んで効率的・効果的に実施することとしたことなどから、対象件数が減少している。

基礎年金国庫負担割合の上げとその道筋

第5回社会保障審議会年金部会
平成19年9月5日

資料6

【年金制度改正法附則第15条】

平成17年度及び平成18年度において、我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、別に法律で定めるところにより、国庫負担の割合を適切な水準へ引き上げるものとする。

＜平成16年度与党税制改正大綱＞

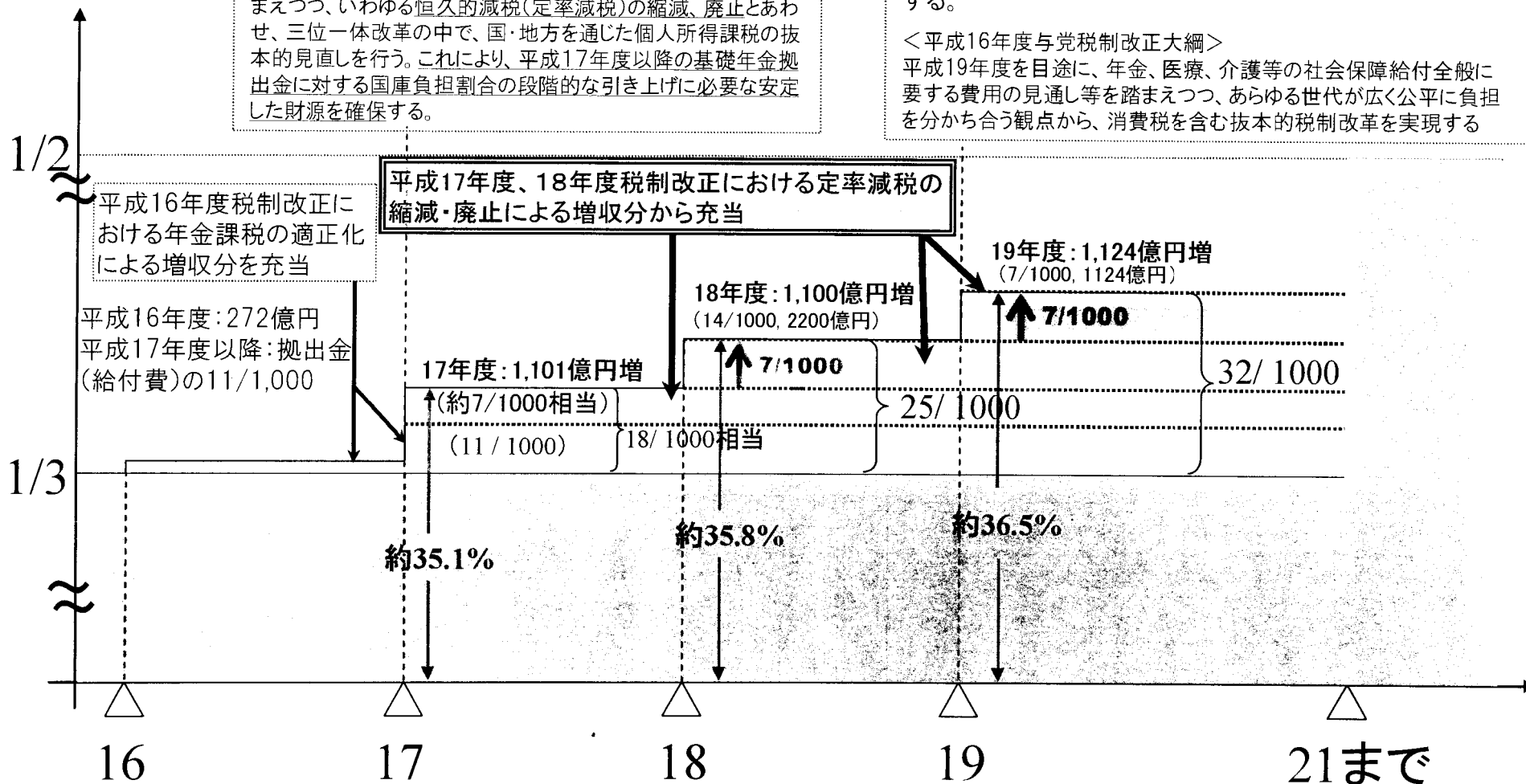
平成17年度及び18年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税(定率減税)の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより、平成17年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。

【年金制度改正法附則第16条】

特定年度(国庫負担割合が2分の1に完全に引き上げられる年度)については、平成19年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までのいずれかの年度を定めるものとする。

＜平成16年度与党税制改正大綱＞

平成19年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する



基礎年金国庫負担規定の構造

国民年金法(昭和34年法律第141号)一抄一

第85条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用(次項に規定する費用除く。以下同じ。)に充てるため、次に掲げる額を負担する。

① 当該年度における基礎年金(老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金をいう。以下同じ。)の給付に要する費用の総額…(中略)…の2分の1

に相当する額

②～③ (略)

2 (略)

国民年金法本則で
国庫負担
2分の1を規定



平成16年改正法附則(平成16年法律第104号)一抄一

第13条 1～6(略)

7 平成十九年度から別に法律で定める年度(次条第1項及び第2項、附則第16条第1項、第32条第6項並びに第56条第2項において「特定年度」という。)の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第85条第一項の規定の適用については、…(中略)…「の2分の1に相当する額」とあるのは「 $\frac{1}{3} + \frac{11}{1000}$ 」に「 $\frac{32}{1000}$ 」を加えた率を乗じて得た額」…(中略)…とする。

平成19年度から特定
年度の前年度まで「2
分の1」を「 $\frac{3}{10} + \frac{11}{1000}$ 」に読み替え

※平成17年度及び平成18年度については、それぞれ「平成17年度= $\frac{1}{3} + \frac{11}{1000}$ 」、「平成18年度= $\frac{1}{3} + \frac{25}{1000}$ 」に読み替え



平成16年改正法附則(平成16年法律第104号)一抄一

第16条

1 特定年度については、平成19年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までの間のいずれかの年度を定めるものとする。

2 (略)

特定年度(※)を定める
期限等を規定

(※)「特定年度」とは、国庫負担割合を2分の1に引き上げる年度のこと。このための法律の制定が必要。

平成16年度税制改正大綱（抜粋）（平成15年12月17日自由民主党・公明党）

- 1 平成16年度税制改正において年金課税の適正化を行う。この改正により確保される財源は、平成16年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担の割合の引上げに充てるものとする。
- 2 平成17年度及び平成18年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税（定率減税）の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより、平成17年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。
- 3 （略）
- 4 平成19年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。

平成17年度税制改正大綱（抜粋）（平成16年12月15日自由民主党・公明党）

平成16年度与党税制改正大綱の考え方に沿って、平成17年度税制改正において、定率減税を2分の1に縮減する。なお、今後の景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、その見直しを含め、その時々々の経済状況に機動的・弾力的に対応する。（略）

1. 国・地方を通ずる個人所得課税

平成16年度与党税制改正大綱の考え方に沿って、平成17年度税制改正において、定率減税を2分の1に縮減する。平成18年度においては、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現し、あわせて国・地方を通ずる個人所得課税のあり方の見直しを行う。（略）

さらに、平成19年度を目途に、長寿・少子化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する。

平成18年度税制改正大綱（抜粋）（平成17年12月15日自由民主党・公明党）

定率減税については、平成16年度及び17年度の与党税制改正大綱の考え方に沿って、17年度は半減したところであり、18年度においては、経済状況の改善等を踏まえ、廃止する。なお、今後の景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、その見直しを含め、その時々々の経済状況に機動的・弾力的に対応する。（略）また、税制面においても、平成19年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。（略）

1 国・地方を通ずる個人所得課税（税源移譲等）

いわゆる三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税への恒久措置として、3兆円規模の本格的な税源移譲を実施する。（略）

また、平成16年度及び17年度の与党税制改正大綱の考え方に沿って、定率減税を廃止する。

平成19年度税制改正大綱（抜粋）（平成18年12月14日自由民主党・公明党）

来年秋以降、早期に、本格的かつ具体的な議論を行い、平成19年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。

基礎年金国庫負担割合の引上げに要する額の見通し

(単位：兆円)

	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)
基礎年金給付費	17.9	18.6	19.4
平成19年度以降(負担割合 1/3+32/1000)の基礎年金 国庫負担額	6.8	7.1	7.4
1/3+32/1000から1/2への 引上げに要する額	2.3	2.4	2.5

(注1) 金額はすべて名目額である。

(注2) 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

(注3) 平成16年財政再計算ベース。